

入札公告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月4日

福島県県北建設事務所長 吉田 伸明

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 第25-41310-0017号
- (2) 委託業務名 公舎給水施設管理業務委託（県有施設）
- (3) 委託業務箇所 福島市渡利字馬場町地内外
- (4) 委託業務概要 給水施設保守点検
 - 知事部局 N=12棟 渡利馬場職員公舎外
 - 教育庁 N=4棟 岡島教職員公舎外
- (5) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度分）の水槽類・蓄熱槽類設備保全管理業務に登録されている者であること。
- (2) 県北建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (3) 配置予定技術者について、業務従事者の中に「貯水槽清掃作業監督者」及び「1級又は2級管工事施工管理技士」の資格を有する者を配置すること。なお、それぞれの資格を複数人で所持しても良い。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 令和7年3月4日（火）～令和7年3月20日（木）
 - イ 閲覧場所 福島市杉妻町2番16号（北庁舎6階）
福島県県北建設事務所
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和7年3月4日（火）～令和7年3月10日（月）
イ 受付方法 入札説明書による。

ウ 受付場所 福島市杉妻町2番16号（北庁舎6階）
福島県県北建設事務所総務部総務課（経理担当）
電話番号 024-521-2496
ファクシミリ 024-521-2849
電子メール kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp
エ 回答予定日 令和7年3月13日（木）
オ 回答書閲覧方法 （2）の閲覧場所及び福島県県北建設事務所ホームページに掲載する。

4 入札方法等

（1）入札書の提出について

入札説明書による。

（2）入札日時等

ア 入札日時 令和7年3月21日（金）午後13時30分から

イ 入札場所 福島市杉妻町2番16号（北庁舎6階）入札室

（3）開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

（4）入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本入札は、令和7年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は

行わない。

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに、入札の効力が生じる。

9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県県北建設事務所総務部総務課（経理担当）

電話番号 024-521-2496

ファクシミリ 024-521-2849

電子メール kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県県北建設事務所長 吉田 伸明」とすること。
- (5) 入札の回数

開札の結果、落札候補者がいない場合は直ちに再度入札を行うこととする。なお、再度入札は2回までとし、落札候補者がいない場合には、直ちに随意契約に移行する。

- (6) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、県政情報センター、福島県県北建設事務所において行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙1のとおりとする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(6) 入札参加資格の審査等

落札候補者の決定後、入札会場において入札参加者立ち会いのもと直ちに入札参加資格の事後審査を行う。

様式第2号（第7条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年　月　日

（業務執行権者）

福島県県北建設事務所長

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

（作成担当者　　）

業　務　名	
質　問　事　項	

(別紙1)

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

- 1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度分）の水槽類・蓄熱槽類設備保全管理業務に登録されている者であること。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

- 2 県北建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので、書類の提出は要しない。

- 3 配置予定技術者について、業務従事者の中に「貯水槽清掃作業監督者」及び「1級又は2級管工事施工管理技士」の資格を有する者を配置すること。なお、それぞれの資格を複数人で所持しても良い。

資格証等の写しを提出すること。

(別紙2)

福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
- 3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。

- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることはできない。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、

その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- 3 入札及び開札は公開とする。
- 4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 入札時刻に遅れました入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 鉛筆書きによる入札書
- (7) 入札の日付がない入札書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

- (12) 上記（1）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金）

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、福島県県北建設事務所長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを福島県県北建設事務所長に提出しなければならない。ただし、福島県県北建設事務所長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに福島県県北建設事務所長が指示する請書を提出しなければならない。ただし、福島県県北建設事務所長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（質問及び異議の申立て）

第13条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問

することができる。

- 2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年10月1日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成24年10月30日から施行する。
- 2 平成24年10月29日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。
- 3 この心得は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度契約分から適用するものとする。
- 4 この心得は、令和3年1月21日から施行し、同日契約分から適用するものとする。
- 5 この心得は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日以前に公告を行った入札については、従前の例による。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。